

梁啓超「開明専制論」をめぐるって

高 柳 信 夫

1 はじめに

清末変革期の言論界をリードした梁啓超（1873～1929）が、1906年1月から3月にかけて雑誌『新民叢報』（73～75、77号）に連載した「開明専制論」は、彼のこの時期における代表作の一つとされている¹⁾。そして、「開明専制論」の主張を従来の教科書的な線でまとめれば、「今の中国が目指すべき政治体制は共和制ではなく、君主立憲制である。しかし、現時点においては、国民の政治能力が不足しており、君主立憲制もすぐには実現することは不可能で、ただ、開明専制を実行してゆくしかない」ということになり、恐らくこの「事実問題」については、ほぼ異論の余地はありえないであろう²⁾。

さて、この「開明専制論」が発表された頃、清朝を打倒し、共和制の実現を目指す革命運動は、1905年8月の東京における中国同盟会結成を契機に新たな段階に入り、1905年11月に創刊された機関誌『民報』は、革命思想の積極的な宣伝を展開していた。こうした状況下で、上に述べたような内容を持つ「開明専制論」を公にした梁啓超には、革命思想の浸透に対抗する意図があったことは明らかであり、当然のことながら、革命派側からの反発を招き、『民報』誌上において、「開明専制論」に対する厳しい攻撃が加えられることとなった。そして、さらにその攻撃に対して梁啓超が反論するという形で、『新民叢報』と『民報』の間の激烈な論戦が展開されてゆくわけだが、この両誌の論戦は、清末の思想上の一大イベントとして、これまでも度々取上げられてきたテーマである。

その主要な対立点は、将来、「専制政体」である清朝を「立憲政体」に改革する場合（この政体の移行を梁啓超は「政治革命」と呼ぶ）、梁啓超の主張のよう

に清朝を残したままでの立憲君主政体という方向を目指すべきなのか、それとも、革命派の主張のように、清朝を打倒して漢民族を中心とした政権を樹立し(異民族の満州王朝を排除めざすことを梁啓超は「種族革命」と呼ぶ)、さらに共和立憲政体を確立すべきなのかという点であった³⁾。

筆者も、この論争の内容分析が、思想的に大きな意義があることを認めるものであるが、しかし、同時に、従来、梁啓超と革命派の論争という側面に重点が置かれてきたために、「開明専制論」や梁啓超の同時期の文章を論ずる場合、どうしても「革命派と対立する論点」にのみが注目される傾向が強く、梁啓超の議論の全体構造の把握という作業が手薄であったように思われる。

つまり、「開明専制論」等は、確かに革命派が提唱する急進的な改革路線が非現実的であることを主張する意図を持ったものではあるが、決してそれは専ら革命派を攻撃するためのみに書かれたものではなく、梁啓超と同じく清朝の立憲君主制化を目標として活動する者や、さらには清朝政府関係者へのメッセージをも含むという点が、ともすれば軽視されがちであったのではないかということである。

そこで、小論では、革命派との論争の経過には必ずしもとらわれずに、「開明専制論」と「開明専制」に言及した「申論種族革命与政治革命之得失」(『新民叢報』76号、1906年3月9日)⁴⁾や「答某報第四号対於『新民叢報』之駁論」(『新民叢報』79号、1906年4月24日)⁵⁾などを材料としつつ、梁啓超側の論理を集中的に追うことによって、従来あまり関心の対象とされてこなかった側面を含めて、彼の主張するところを再検討してゆきたいと思う。

2 「専制」概念の見直し

「開明専制論」が発表された頃、世上においては、一方で、革命思想が大いに喧伝されるとともに、他方で、清朝内部でも、日露戦争における日本の勝利などに刺激を受け、立憲政体への関心が高まり、1905年の末から半年余をかけて、所謂「五大臣」による、憲政視察のための、欧米諸国や日本での調査が行われるなど、清朝が君主立憲制を採用する可能性が現実のものとなりつつあ

た。

その中で、現時点では、君主立憲制すら時期尚早であると論じ、「開明」という限定をつけつつも、現実に中国がとりうる選択肢は「専制」しかないと主張することは、センセーショナルなものとして受止められることにならざるをえなかった。

当時、中国知識人の間では、政体の類型としての「専制」は、「立憲」に対立するものとして、総じてマイナスの意味を持つ概念であり、さらに、清朝の打倒を目指すにせよ、その継続を容認するにせよ、清朝の体制が「専制」であり、その体制を「立憲」へと変革することが喫緊の課題であるということは、共通認識に属することであった⁶⁾。その中で、梁啓超が「開明専制」こそが必要であると唱えたことは、革命派のみでなく、梁啓超と同じく、清朝の下での立憲君主制の実現を志向する者の間でも、少なからぬ反発を生むこととなった⁷⁾。

こうした事態は、梁啓超程の人物であってみれば、当然予期していた筈であるが、にもかかわらず、彼があえて「開明専制」を主張したのは、なぜであろうか。

一つには、例えば、梁啓超が1906年の蔣観雲宛書簡に「私がこの名（＝開明専制）を用いたのは、刺激を与えるための発言なのです。私は議論においては、常に、極端に走ることによって、一般の人の頭を刺激することが好きで、これもまた普段の手法なのです」⁸⁾とあるように、あえて刺激的なキャッチフレーズを用いることを好むという梁啓超の言論のスタイルに起因する部分もあろうが⁹⁾、それが原因の全てだとは考えにくい。梁啓超が「開明専制」を唱えた、より根本的な理由は、彼が当時、清朝体制の根本的な問題点を、それが「専制」であるということよりも、むしろ、厳密に言えば、それが「専制」ですらないことにあると見ていた点に存すると思われるのである。

「開明専制論」の第一章「積制」は、先ず「制」という概念を単独に取出して、「権力を（一定の）形式において行使し、人の一部分の自由を束縛すること」¹⁰⁾と定義する。ではなぜ「制」が必要かといえば、集団同士の競争においては「内部に衝突がない状態であって、はじめて結集して外部のものに対応することができる」が、こうした内部の「秩序」は、放任によって得られるものではなく、

強制によらねばならないからで、その意味では、強制は、社会が自存するために不可欠なもので、社会の観点からすれば、「強制は神聖である」とも言いうるとされる¹¹⁾。

また、「強制的組織」が存在すると、個人の自由は、それ以前に比べてやや狭くなるが、その狭い範囲内においては、強制による保障を背景として、自由の程度を以前より逆に一層確実にすることができる¹²⁾から、それは社会の中の個人の側からしても、不可欠のものだとされる。

そして、「いわゆる国家が存在してはじめて、完全なる強制的組織を実行することができるのであり、完全なる強制的組織が実行できていれば、それは既に国家の実質が存在するということなのだ」¹³⁾として、強制によって社会内部の衝突を抑え、各個人の一定程度の自由に保障を与えることこそが、国家の本質であるとの、一種の機能論的国家観が提示される。¹⁴⁾

その上で、梁啓超は「一国の中の全ての人が『制者』であると同時に『被制者』である」ような国家が「非専制的国家」、「一国の中に『制者』と『被制者』がいて、『制者』は『被制者』の外部に立って、対峙する地位をなす」ような国家が「専制国家」だと規定して「非専制」と「専制」を区別する¹⁵⁾が、他方、「権力を（一定の）形式において行使し、人の一部分の自由を束縛する」という「制」の機能においては、両者に区別はないとする¹⁶⁾。このように、「専制」から「制」を切り離して、あらゆる国家に共通する機能として提示した上で、改めて「専制」と「非専制」（「立憲」ではなく「非専制」の語が用いられるのも、「制」の共通性を明示するためであろう）とを区分する分類法は、梁啓超自身が、「以前の東西の学者の分類のどれとも異なるところがあり、『専制的』と『非専制的』の定義の仕方も、先人と異なっている」と、そのオリジナリティーを誇るもの¹⁷⁾だが、この新しい定義に基づいて見た場合、当時の清朝の体制は、厳密には「専制」とはいえぬものであった。

梁啓超が「制」において特に重視するのは、「権力を（一定の）形式において行使する」という点で、「権力が（一定の）形式において現れるということになれば、もしこの形式が変更されさえしなければ、この権力を行使する場合、必ずその間はこの形式を遵守し、一定の軌道に従った形で行われ、この形式の外

で、他種の正当でない抑圧がさらに人民に加えられることはない¹⁸⁾とされる。となると、梁啓超のいう「専制」は、決して君主等の支配者の気まぐれによって政治が左右されるような体制ではなく、権力の行使が一定の形式に従って行われる（この「形式」の制定のされ方が、専制と非専制では異なっているにせよ）、いわば括弧つきの「法の支配」が貫徹するといっても良いような体制を指す。

そして、梁啓超は、「政治について論じようと思うならば、先に『有制』と『無制』の優劣を論じ、それから次に『専』と『不専』の優劣を論ずるべきである¹⁹⁾」として、先ず問題となるのは、専制か非専制か以前の、「制」が実現しているか否かだとするのである。

さらに、梁啓超によれば、専制には「完全之専制」と「不完全之専制」の二種があり、また、「不完全之専制」には「国家機関の行動を規定していないもの」と「規定してはいるが空文でしかなく、真剣に実行されていないもの」とあって、いずれも「専」ではあっても「制」が実現しておらず、それは「専制」とはいえないとされ²⁰⁾、こうした視点からすれば、当時の中国は、「不完全之専制」の二つの要素のいずれもが当てはまり、それゆえ厳密な意味での「専制国」ではなかったのである²¹⁾。

確かに、専制と非専制を比べた場合、専制においては、優れた権力行使の形式が破壊されたり、悪しき権力行使の形式が継続されたりした場合には、「被制者」の側からは如何ともなしえないという問題があり、この点で、非専制の方が専制に勝っていることは梁啓超も認める²²⁾が、それは「制」が実現してからの話である。にもかかわらず、「今日の中国国民は、『不完全之非専制』を得ることを求め」（この「中国国民」には、当然、革命派も含まれるであろう）しており、これは結局「無制」に帰着するもので、「不完全的専制」たる当時の中国政府と何等変りがなく、問題の解決をもたらさない²³⁾。よって、仮に「専制」であったとしても、中国においては、「制」が実現することは一つの進歩だと見ざるをえないわけで、彼が敢えて「開明専制」を主張した背景には、このような認識もあったと考えられる。

さて、かくして、当時の「常識」にあえて挑戦するような形で、「専制」概念

を見直し、中国における「開明専制」の必要性を論じた梁啓超だが、それでは、具体的に、当時の中国においてどのように「開明専制」を実現するのかが次に問題となる。しかしながら、この点についての「開明専制論」の議論は、かなり内容の乏しいものであった。

「開明専制論」は、当初、「積制」「積専制」「積開明専制」「述開明専制之学説」「述開明専制之前例」「論適用開明専制之國与適用開明専制之時」「論開明専制適用於今日之中国」「論開明専制者所当有事」「論開明専制者之人物」「論開明専制之精神」の全十章からなると予告されている²⁴⁾（途中、さらに第七章として「論變相之開明専制」が挿入された²⁵⁾）。しかし、実際には、本来ならば「開明専制論」の中核を構成したであろう「論開明専制者所当有事」「論開明専制者之人物」「論開明専制之精神」は全く発表されず、「論開明専制適用於今日之中国」の章も、その最初の部分で、この章では「中国今日万不能行共和立憲制之理由」「中国今日尚未能行君主立憲制之理由」「中国今日当以開明専制為立憲制之預備」という三つのテーマを論ずると述べられている²⁶⁾にもかかわらず、「開明専制」を直接論題とした三番目の部分は未発表に終わっている。梁啓超の場合、雑誌に連載された文章が中断されたままで終ることは屢々あり、「未完」ということ自体は珍しくないし、また、「開明専制論」の中断には、革命派との論戦が激化したために、それへの反論に集中せざるを得なくなったという事情もあろう。しかし、それにしても、「申論種族革命与政治革命之得失」や「答某報第四号對於新民叢報之駁論」などの、革命派の「開明専制論」批判に反論した同時期の文章においても、主に中国における「立憲」の準備段階として「開明専制」の必要性が論じられるのみで、結局、彼が目指した「開明専制」がいかなる体制で、それをいかに実現するかについての具体的イメージは殆ど与えられていない。

確かに「開明専制」については、第三章「積開明専制」において、一応、「専制」のうち「専制の客体の利益を基準とする」ものが「開明専制」である（逆に、「専制の主体の利益を基準とする」専制は「野蛮専制」）²⁷⁾という定義がなされ、第五章「述開明専制之前例」では歴史上の開明専制の実例は、中国史の分野では、管子、子産、句踐、武靈王、商君、諸葛亮、王猛、王安石、西洋史

の分野では、リュクルゴス、カエサルやクロムウェル、ピョートル大帝、フリードリヒ二世、さらにはナポレオン一世、ビスマルクなどがあげられている。しかし、梁啓超が挙げる「開明専制」の実例は、相当雑多なものであり、上述の「開明専制」の定義と、これらの諸例に共通する要素を併せ見た場合、「開明専制」とは、「優れた指導者が、国家・国民の利益のために、強力なリーダーシップを発揮し、国力の強化を実現する政治」という程のものであり、それは、政治体制の類型の一つというより、国家の指導者の心構えや資質に還元される事柄でしかないかのような印象を与える。

そうであるならば、結局、「開明専制」が実現しうるか否かは、最終的には政府指導者の意志にかかっており、政府の外からは、如何ともしがたいように見える。実際、梁啓超も、「開明専制」をどのようにして実現させるかという点については、ただ「開明専制の勧告」を挙げるのみである²⁸⁾。そして、現政府が専制であるという厳然たる事実がある以上、「開明専制の勧告」は言論人として必須の行動であり、たとえ革命派であっても、その理想とする共和政府が成立するまでは、この義務を履行すべきであると強調するものの、政府が開明的であろうとするかどうかは別問題だとしており²⁹⁾、「勧告」が実際に効果を持つか否かは、結局政府側の態度次第だとの考えを示している。

よって、もし梁啓超の「開明専制」論が、「開明専制の勧告」だけに終るものであるのならば、それは、現状分析としてはともかく、改革運動のための戦略を提示するものとしては、極めて貧弱なものといわざるをえず³⁰⁾、実際、革命派は、梁啓超の議論をそうした性質のものとして、(恐らくは意図的に)単純化して解釈していた。例えば、1906年4月28日の『民報』第三号号外の『『民報』と『新民叢報』辨駁之綱領』においては、革命派側から見た梁啓超と『民報』の主張の対立点が列挙されるが、特に、梁啓超は、清朝政府に対して「専制」を行うよう望んでいると強調され、さらに第四項目において、『『新民叢報』は政府に開明専制を望むが、どのようにすればその希望がかなうかを知らない』とある³¹⁾。

しかしながら、当時の梁啓超の発言を見ると、政府に対する「開明専制の勧告」というのは、彼の主張するところの全てではなく、それは、より大きな、

中国における「立憲」実現（＝政治革命）への戦略の中の一要素（それも必ずしも主要なものではない要素）でしかないものであり、彼の当時の議論を、単に「政府に開明専制を望む」³²⁾ものだとのみ捉えるのは、いささか一面的な見方なのである。

3 「立憲」実現への道

梁啓超は「開明専制論」第八章において、「中国は今日、決して共和立憲制を行うことはできない」と論じるのみでなく、「中国は今日、なお未だ君主立憲制を行うことはできない」とも主張している。もし「開明専制論」が革命派の主張への攻撃のみを意図するのであれば、前者の議論のみで十分なはずである。にもかかわらず、あえて「君主立憲制」が当時の中国においては時期尚早であることを併せて強調したのはなぜか。

先にも述べたように、「開明専制論」が発表された頃は、革命派の宣伝が活発化するとともに、清朝が将来立憲君主制を採用する可能性への期待が高まりつつある時期にも当たっていた。

しかし、「開明専制論」の時期の梁啓超の発言を見る限り、彼は清朝のこうした動きに対しては、全くの無意味だとはせぬものの、さして大きな意義を認めず、むしろ、過度の期待を抱くことを戒めるかのような論調が目立つ。

例えば、「申論種族革命与政治革命之得失」では、梁啓超は、「私が立憲を論ずるのは、流俗の人が立憲を論ずるのとは同じではない」として次のように述べる。

流俗の人が立憲を論ずる場合、その端緒は君主から開いてもらい、国民は受動者たろうとするが、私が立憲を論ずる場合は、その端緒は国民より開き、君主を受動者としようとする。

流俗の人が立憲を論ずる場合、欽定憲法が獲得できさえすれば、それで安心し、その憲法の内容如何については追求をしない。自分が立憲を論ずる場合、欽定憲法であってもよいにせよ、発布の時は、決して日本のような単純

な欽定の形式であってはならず…その立憲の内容如何は、必ず議論の対象とする。

流俗の人が立憲を論ずれば、朝廷が大臣を海外に派遣して政治を考察させるとなると、欣然として嬉しがり、「中国の立憲はこの事業にかかっているだろう」などと言う。だが、私が立憲を論ずるなら、これらの挙動は、立憲の前途とは、殆んど無関係であると考え。たとえ関係があったとしても、我々の希望を満たすには不足であるし、我々の希望に反するかもしれない。所謂「真正の立憲政治」は、私が言ってきた「要求」によってしか、得ることができないものなのだ。……

流俗の人のいうことは、立憲するか立憲せぬかの権を他人に預けるもので、自分はただ祈るようにして（立憲を）求めるしかない。私のいうようであれば、立憲するか立憲せぬかの権は自分たちが主導するのであって、もし自分たちがこの目的をしっかりと保持するならば、最終的には必ず獲得することができるのである。³³⁾

つまり、梁啓超は、「上から」与えられる「立憲」を受動的に受取るのみでは、真に立憲の名に値するものは得られないと考えており、「開明專制論」の「中国では今日、なお未だ君主立憲制を行うことはできない」との主張も、清朝の動向を見て、安直に、立憲がすぐにも実現可能だといった希望的観測を持つ者を戒める意味合いをも持っていたと考えてよいであろう。³⁴⁾

梁啓超によれば、「立憲の端緒は、恒に君主にではなく、人民に在り」³⁵⁾、真に立憲を実現するためには、「下から」具体的な立憲の内容についての要求を突きつけることが必要であった。そして、「人民の要求は、もし適切な方法でなされるなら、必ず政府が屈して従うようにさせることができる。各国の前例に照らしてみれば、殆ど動かしがたいことだ」、「民間に正当な与論が存在し、実力を伴う要求を後盾とすれば、最後の勝利は、必ずこちらのものとなると信ずる」³⁶⁾とあるように、「下から」の要求によって、真の立憲を実現することは、十分に可能だと見なされていた。（因みに、「実力を伴う要求」のモデルは、「代議士なくして租税を納めず」というスローガンにもとづくイギリスの「権利

請願」であり、要求が容れられない場合には納税を拒否し、さらに非常手段としてロシアの「虚無党」の要人暗殺を併せて用いることが構想されている。³⁷⁾

それゆえ、「中国を救うるか否かは、人民が要求をなするか否か、要求をする意志があるか否かによって決まる」³⁸⁾とされ、「わが国の今日において最も重要なこと」として「国内の大多数の人に立憲を知らしめ、立憲を希望させ、さらに相い共に立憲を要求させること」³⁹⁾が挙げられることとなる。つまり、梁啓超の理解では、「今日」において、すぐに君主立憲を「実現」する条件は整っていないにしても、君主立憲を「要求」することは、中国にとって不可欠であり、それゆえ、梁啓超は「わが国民が現政府に対して行うべきこと」として、開明専制を「勧告」することと併せて、立憲を「要求」することを同時に掲げたのである⁴⁰⁾。

なお、ここで梁啓超は、現時点における開明専制の実施も、将来的には君主立憲制の実現も、いずれも同じく清朝政府に対する要請事項であるにもかかわらず、「勧告」と「要求」という二種類の語を使い分けている。この使い分けは意識的なもので、例えば、梁啓超は、『民報』において汪精衛が「(梁啓超は)昔は破壊を主とし、次いで立憲を要求することを主とし、今では開明専制を要求することを主としている」⁴¹⁾と論じていることに対して、「『要求』は政治革命に属することであり、専制を革めることであって、自分の言う『要求』は当然開明専制に属することではない」⁴²⁾として、あくまで開明専制は「勧告」することであって、「要求」するものではないとしている。

「要求」と「勧告」の差はどこにあるかといえ、ば、「要求」は、それを政府が受容せねばある種の対抗手段をとるものであるのに対して、「勧告」は(これについては、梁啓超は具体的には説明していないものの、先に触れたように、その効果は政府次第だと彼が見なしていることからして)、それを受入れるか否かの判断は政府側に任されており、開明専制を政府が拒否したとしても、それに対する直接の対抗手段をとることは構想されていないという点にあるだろう。

そうなると、「開明専制の勧告」は、それだけでは、政府に対して、当面の改革プランのモデルを提供するというに止まるものとなるが、梁啓超は「も

し人民の大多数が立憲を要求することができれば、異族の君主の位を変えることなしに、立憲を実現できるか」という問題を論ずる中で、「古今中外の歴史を見てみると、全く他動力なしに、自ら発心して開明専制を行ったものが何人おり、人民の要求によらずして憲法を欽定したものが何カ国あただろうか」⁴³⁾としており、開明専制も、立憲への要求の過程において、その要求の圧力によってこそ実行されうると考えていたと思われる。だとすれば、彼の改革運動の戦略においては、「開明専制」の問題も、結局は、いかにして政府に対する立憲への要求を有効な形で組織するかという点に還元されることとなり、「開明専制の勧告」のみを取上げて梁啓超の議論を云々することは、やはり不十分だといわざるをえないのである。

4 「開明専制」論の後退

ただ、そうは言っても、「開明専制論」の十章に及ぶ構想を示す目次の内容を見た場合、梁啓超が「開明専制論」を発表した当初の時点においては、「開明専制」の鼓吹をむしろ主調としようとしていたことは疑いのないところであろう。しかし、彼が「開明専制」の必要性を強く主張していたのは、大体において、1906年の前半期のみであり、時間の経過とともに、「開明専制」を主眼とする論調が弱まってゆき、相対的に立憲の要求の重要性が強調されるようになった。特に、1906年9月1日に清朝政府が、将来において立憲政体を採用することを宣言した所謂「預備立憲」の上諭が発せられて以降は、「開明専制」の意義を否定することはなかったものの、表立って「開明専制」の必要性を強調して論ずることは殆んど無くなっていった。

例えば、『新民叢報』83、84号に連載された「日本預備立憲時代之人民」⁴⁴⁾では、先に「開明専制論」の中で、「開明専制」が実施された事例の一つとして挙げられていた立憲前の日本⁴⁵⁾の状況が叙述されるが、この文章では専ら所謂「自由民権運動」に連なる人々が政府に対抗して、立憲実現へ向けていかに努力したかが語られるばかりで、明治政府側がこの間にどのように「開明専制」を実行したかについては全く触れられていない⁴⁶⁾。

梁啓超の発言において、「開明専制」の主張が後景に退いていった理由は、一つには、革命派側が、梁啓超の主張について、「新民叢報は専制を主とする」「新民叢報は国民が悪劣であるという理由から、政府に専制を望む」⁴⁷⁾ものだとし、誇張的な形で、当時、一般的にマイナスのイメージを持たれていた「専制」というレッテルを貼ってきたため、梁啓超側も、敢て与論を刺激するために「開明専制」というスローガンを掲げたという面もあったものの、やはり余りに「専制」を強調することは、革命派との対抗関係において、戦術的にマイナスであると考えたという可能性がある。

ただ、それ以上に、「預備立憲」の上諭が発布された後には、これを機会に、立憲を求める運動を加速してゆこうとの考えから、「下から」の要求を一層強調する方向へと、その主張をシフトさせていったものと考えられる。

「預備立憲」の上諭について、梁啓超は、「宣布以後、殆んど一ヶ月になろうとしているが、政府がどのように預備に着手するのかは全く見えてこず、ただ反動の動きについての情報が日々聞えてくるばかりで、挙国の志士が失望していることは想像できる」として、その実効性については甚だ懐疑的な態度を示しつつも、「その言が誠心から出たかどうかは別として、要するに『預備立憲』の四文字が政府の口から出てきたのであるから、今後の中国は、『預備立憲時代』と言ってもよい」とも述べ、政府の態度はどうかであれ、この上諭が発布されたことを、一つの時代を画する出来事だと認定し⁴⁸⁾、「預備立憲」の上諭を、いわば明治維新における「五ヶ条の御誓文」のような意味を持つものだと考えた。

彼は、「御誓文」につき、それが発布されて以後、「(日本の) 人民の様々な運動において、政府を監督し政府に要求する場合、みなこの誓文を口実とし、また政府の方が好き勝手なことが出来なかったのも、誓文の約束を違えるわけにゆかなかったからだ」⁴⁹⁾としているように、一旦公式の宣言として政府の口から発せられたものであれば、政府の意図の如何にかかわらず、民の側はそれを利用して政府の行動を拘束することが可能であると見なしている。そして、「今回の上諭もまた明確に『庶政は輿論に公にする』という言葉がある」⁵⁰⁾ともしていることから、梁啓超は、政府に対する立憲の要求を進める上で、「預備立

憲」の上諭が、「御誓文」同様に、一つの有力な護符として機能するはずだと理解していたと思われる。

しかし、こうした新しい条件の下であっても、梁啓超が、「預備というのは、空言を以てするのではなく、事実を以てする。預備の事實は、政府と人民の両方面において、別々に進めるべきであるが、人民の方が特に肝要である。なぜなら、人民が本当にそれを進めてゆけば、たとえ政府がそれを進めたくないと考えても、不可能だからだ」⁵¹⁾として、「下から」の立憲の実現を目指す運動こそが、第一義的な重要性を持つことを強調していたにもかかわらず、当時の中国における立憲の要求への動きはといえば、「日本が当時、朝野において、熱心にこの事（＝立憲）を論弁していたのを、わが国で今日、国中の人々が、立憲問題に対して冷淡であるのと比べると、何と恥ずべきことではないか」⁵²⁾とあるように、彼の目からすれば、極めて低調であった。こうした状況と、先にも触れたように、清朝側の立憲実現への誠意が甚だ疑わしく見えていたことを考えあわせた場合、梁啓超の活動が主として立憲の「要求」の鼓吹という方向に集中することとなるのはいわば当然であり、そこには、開明専制の実現が、主要な課題として提示される余地は殆ど存在していなかったと言ってよいであろう。そして、実際、彼は立憲の準備作業としての政党の組織へと精力を傾け、それが1907年の政聞社の設立へとつながっていったのである。

5 おわりに

小論においては、梁啓超の「開明専制」をめぐる発言の、さらにその骨格のみを取出して論じたが、梁啓超の発言の覆う範囲は、もちろん、これに尽きるものではない。また、革命派との論戦の内容についても、全く触れておらず、小論の叙述が、極めて「一面的」な視角からの議論であることも確かである。ただ、他方で、単純化して論ずることによって、梁啓超の議論の枠組が見えやすくなるという面もあると考えて、あえて論述の範囲を限定した次第である。

さて、梁啓超の「開明専制」をめぐる議論は、「開明」と「専制」を結びつけた名称の意外性もあり、これまでも多くの論者によって注目されてきたが、実

際に梁啓超が「開明専制」の主張を高く掲げていた時期は、思いのほか短い期間でしかなく、また、その議論も十分に展開されぬまま終っており、果して、梁啓超の思想の展開の中で、「開明専制」論がどれだけの「重み」を持つものだったのかを評価することは、なかなか難しい。ただ、彼がそこで提出した論点の中には重要なものも少なからずあり、特に、梁啓超のいうところの「制」をめぐる諸問題は、彼の国家観・政治観の根本を規定するばかりでなく、中国における近代国家建設の根幹にも関わるものでもあったが、小論が扱った時期においては、梁啓超自身の発言の中でも、また、革命派との論争の中でも、この点に関する議論が深められることなく終わった。この「制」の問題は、やや大げさにいえば、その後の中国思想界全体にとっても、一つの大きな課題となりうるものであり、今後、更に、梁啓超や他の思想家が、それをいかに捉えていったかについて、研究を深めていければと考える。

注

『新民叢報』所収の論説については、芸文印書館 1970 年発行の影印本を参照したが、引用に当っては、検証の便を図り、『飲冰室合集』（1936 年初版。参照したのは、1989 年発行の中華書局影印本）所収のものは、『飲冰室合集・文集』を『文集』と略記し、その頁数を記載した。また、直接『新民叢報』の頁数を記載したものは、『飲冰室合集』未収録の文章である。

- 1) 例えば、西順蔵・島田虔次（編）『清末民国初政治評論集』（平凡社、1971）に収録された 3 編の梁啓超の文章に、抄訳ではあるが「開明専制論」が含まれている。因みに、梁啓超自身、「開明専制論」の冒頭において、この議論は革命派の陳天華がその遺著（『論中国宜改創民主政体』、『民報』第 1 号（1905 年 11 月）所収）の中で「開明専制」の語を使ったことに啓発されたものと述べているように、中国人の中で梁啓超が「開明専制」という語を最初に用いたわけではないが、この概念が、それへの賛否は別として、広く知識人の間に浸透したのは、やはり梁啓超の影響によるものであろう。
- 2) 但し、この主張をどう評価するかについては、様々な見方がある。総じて、かつては、これを梁啓超の一種の反動化だとして否定的に捉える傾向が強かったが、1990 年代以降の研究では、梁啓超の議論は、革命派の主張と比べて、むしろ中国の当時の国情に合致した、合理的な面を持つとする評価も少なくない〔例えば、董

方奎『清末政体变革与国情之論争——梁啓超与立憲政治』（華中師範大学出版社、1991）、206頁など参照）。また、「愚民観」と「議會軽視」という点で、梁啓超の「開明専制」の主張と孫文の革命構想は共通の性質を持つという点を強調する見方もある（横山宏章『中華民国史 専制と民主の相克』、三一書房、1996、18～22頁）。

- 3) 『民報』と『新民叢報』の論争の内容は、もちろんこれだけにとどまるものではなく、ここから派生した様々な主題についての議論があり、また、孫文の所謂「民生主義」をめぐるもかなりの分量のやりとりが行われている。論戦の内容全般については亓冰峯『清末革命与君憲的論争』（中央研究院近代史研究所、1966）、陳孟堅『民報与辛亥革命』（正中書局、1986）（特に第18章から20章）等参照。
- 4) この文章は、「開明専制論」の第八章「論開明専制適用於今日之中国」の「一中国今日万不能行共和立憲制之理由」が『新民叢報』75号に掲載されたのに続き、「開明専制論」の連載に挿入される形で発表された。なお、「開明専制論」は、さらに『新民叢報』77号に「第八章之続 二 中国今日尚未能行君主立憲制之理由」が掲載されている。
- 5) 「某報」とは『民報』、その「第四号對於『新民叢報』之駁論」とは、汪精衛「駁『新民叢報』最近之非革命論」を指す。李国俊『梁啓超著述系年』（復旦大学出版社、1986、94頁）では、『民報』第四号の発行日が5月1日であるので、この文章は実際には5月に執筆されたものだと推定する。ここに掲げた三篇の文章は、発表時期も近接しており、小論では、これらを以て梁啓超の当時の「開明専制」論を代表させることとする。
- 6) 清朝末期の「専制」観については、佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会、1996）の第3章「近代中国の体制構想」等参照。
- 7) 例えば、当時、清朝の立憲君主制への転換を目指していた楊度（1875～1931）の1907年4月の梁啓超宛書簡には、『北京日報』に或る満州人が投書し、中国は今、急いで立憲するべきではなく、ただ開明専制を行うべきであると論じたが、『北京日報』の記者はそれに反駁し、立憲といえば立憲しかないのであって、専制政体に『開明』という資格を与えることはありえないと言っています。また、汪穰卿の新聞も、宗旨は似たようなものであって、その論者は、貴兄を非難していると聞いています。小生の『新報』（『中国新報』を指す。楊度が主宰し、立憲君主制を主張した雑誌。1907年1月創刊）の第4号には貴兄に宛てた一文（「致『新民叢報』記者」を指す）があり、宗旨が共通していることを論じ、多分に（貴兄を）弁護することを意図していますが、『開明専制』については、一言も言及するわけにはいきません」（丁文江・趙豊田（編）『梁啓超年譜長編』（上海人民出版社、1983）、

403頁）とあり、立憲君主制を志向する人々の間でも「開明専制」論への風当たりが強かったことが窺われる。

- 8) 『梁啓超年譜長編』、366頁。
- 9) このように、意図的に、“偏った”議論を提出し、それによって与論を動かして行こうとの姿勢は、梁啓超が以前から保持してきたものであり、「敬告我同業諸君」（『新民叢報』17号、1902年10月2日。『文集』之十一、38頁）には、与論を刺激するために敢て必要以上に過激な議論を提出し、それが惹起する反論との論争を通じて、最も適切な位置に与論を収斂してゆくことができるとの主張がなされている。これは、停滞した思想状況を打破することを目的としてあえて実際の必要以上に急進的な議論を提出すべきことを論じたもので、「開明専制論」が急激な変革への志向にブレーキをかけようとしているのとは逆方向を目指すものではあるが、「あえて必要以上に極端な議論を提出して、与論を刺激する」という意図は共通している。
- 10) 『文集』之十七、14頁。
- 11) 『文集』之十七、15頁。
- 12) 『文集』之十七、15～16頁。
- 13) 『文集』之十七、17頁。
- 14) こうした機能論的な国家理解からすれば、有効な統治が行われることが国家の本質的要素となり、それは、彼が革命派との「種族革命」の可否をめぐる議論の中で、「中国では有史以来、易姓ということはあったが、亡国ということは存在しない」と繰り返し主張する一つの根拠となってもいるであろう〔「中国に亡国なし」という主張は、「雑答某報」（『新民叢報』84号、1906年8月4日、6頁）、「中国不亡論」（『新民叢報』86号、1906年9月3日、69頁）など参照。なお、この時期、『新民叢報』の刊行は名目上の発行日より数ヶ月遅れている〕。
- 15) 『文集』之十七、17頁。
- 16) 『文集』之十七、19頁。
- 17) 『文集』之十七、18頁。
- 18) 『文集』之十七、19頁。
- 19)20)21)22)23) 『文集』之十七、20頁。
- 24) 『新民叢報』73号（1906年1月25日）、1頁。なお、この目次にあたる部分は、『飲冰室合集』に収録された「開明専制論」においては、削除されている。
- 25) 『新民叢報』75号（1906年2月25日）では、冒頭において、元来の目録のほかに一章を挿入する旨の断り書きが付されている。梁啓超によれば、この第七章の主要論点は、事実において、「絶対的非専制」は存在しないということであり、穂積

八束の所説を、時に批判的なコメントを加えながら紹介した上で、三権分立を精神とする立憲政体の国家であっても、国家間の生存競争が激しい場合には、国家の「内部結合」を強固にすることが必要となるため、事実上、いずれか一つの機関（政府もしくは議会）による「変相之專制」にならざるをえないと論じられる。また同時に、立憲政体下での「変相之專制」は、常に「開明」的であることが保障されている点において、「純粹之開明專制」が、瞬時に「野蛮專制」に後退する可能性を持つと質的に異なるとも論じられる。（『文集』之十七、42～49頁）

この章の内容は、「開明專制論」の論述の流れの中ではいささか唐突な印象を受けるが、梁啓超が敢てこれを挿入した意図は、「申論種族革命与政治革命之得失」の中で、日本やドイツのように立憲政体を確立した後も、なお「變相的開明專制之精神」を持ち続けてゆけば、国内の諸勢力の対立を極めて容易に緩和することが可能だと論じている（『文集』之十九、11頁）ことなどから見て、列強との激しい競争に晒されざるをえない当時の中国の状況では、立憲実現後も、中国の体制は「變相的開明專制」たらざるをえないことを示唆し、あわせて「開明專制」論の射程が、立憲実現以前の段階に限定されるものではないことを示すことにあったのではないかと思われる。

- 26) 『文集』之十七、50頁。
- 27) 『文集』之十七、22頁。
- 28) 例えば「答某報第四号對於『新民叢報』之駁論」（『文集』之十八、88頁）参照。
- 29) 『文集』之十八、88頁。
- 30) 梁啓超個人の立場からすれば、当時、彼は「お尋ね者」の身ではあったが、一部の清朝の有力官僚と連絡を取り、少なからぬ量の上奏文を代作していたし（『梁啓超年譜長編』353頁等参照）、1905年末から半年余りにわたって行われた所謂「五大臣」の「出洋考察政治」の調査報告書も、かなりの部分が梁啓超の手になるのだとされており、彼は、こうしたルートを通じて政府に開明專制を実現させる可能性を探ってもいたと思われる。ただ、梁啓超がそうした行動をとっていたとしても、それによって「開明專制の勧告」についての議論の説得力が高まるとは考えられない。
- 31)32) 中国史学会（主編）『中国近代史資料叢刊 辛亥革命』（上海人民出版社、1957）、第2巻、272頁。
- 33) 『文集』之十九、36～37頁。但し、『文集』では脱文がある（『新民叢報』76号、60頁2行目の部分）ので、それを補った。
- 34) 仮に、何らかの権利が、権力を有する者から、恩恵的に与えられたとしても、それは真の権利とはいえないという梁啓超の考え方は、革命派の革命戦略に対す

る批判においても一貫していた。例えば、「革命は共和ではなく、専制をもたらす」という懸念に関して、孫文は、革命の当初の段階では、兵権と政権を共に握る「軍政府」を立てるが、同時に、軍政府はその支配下の人民との約束に基づき、双方の権利義務を定めた「約法」を制定し、人民に議会を組織させて軍政府が約法を遵守しているか否かを監視させるので、軍政府が独断専行する懸念はないとの構想を示していた（汪精衛「民族的国民」（『民報』2号、1905年11月26日、20～22頁）に基づき要約。なお、『民報』は、中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会発行（1969）の影印本を使用した）が、梁啓超は「人民の持つこの僅かな権利は、軍政府の特別の恩恵によるもので、当初から人民が対抗手段を持っていて、軍政府が人民に与えぬわけにゆかないようにさせたものではない。だから、軍政府が奪おうと思えば、いつでも奪うことができる」（『文集』之十七、54頁）として、軍政府の恩恵に基づく「約法」の実効性について、否定的見解をとっている。

- 35) 『文集』之十九、27頁。
- 36)37) 『文集』之十九、38頁。
- 38) 『文集』之十九、42頁。
- 39) 『文集』之十九、38頁。
- 40) 「答某報第四号對於『新民叢報』之駁論」、『文集』之十八、88頁。
- 41) 汪精衛「駁『新民叢報』最近之非革命論」（『民報』4号、1906年5月1日、40頁）。
- 42) 「答某報第四号對於『新民叢報』之駁論」、『文集』之十八、98頁。
- 43) 「申論種族革命与政治革命之得失」、『文集』之十九、27頁。
- 44) 『新民叢報』83、84号に掲載。なお、83号は名目上の発行日は1906年7月21日であるが、本文の冒頭で、「預備立憲」の上諭が出て、ほぼ一ヶ月になるとの文言があるので、少なくとも83号掲載分は、1906年9月末頃に執筆されたものだと考えられる。
- 45) 『文集』之十七、40頁。
- 46) 開明専制の強調から立憲の要求の重視へ、という傾向は、革命派への「説得」を目指す発言の中にも見られる。つまり、梁啓超は、革命派との論戦において、一方で革命派の主張を非現実的で、中国にとってプラスにならないと批判すると共に、他方で、仮に革命を目指す者であっても、当面の間は、梁啓超の主張する路線に沿って共闘しうるはずだという発言を度々行っているが、その内容が微妙に時間の経過とともに変化しているのである。例えば、「答某報第四号對於『新民叢報』之駁論」では、「開明専制の勧告」は、「論者（＝汪精衛）のように、革命共和を最終的な主義としていても、それを履行すべき」であり、「たとえ極端な暴動革命主

義を奉ずるものであっても、現政府が開明的になれば、教育がそれだけ普及するわけで、どんな主義を奉じるかに関わりなく、それを、国民の心理に浸透させるのも、その分、容易になるのである。…となれば、現政府が開明専制を行えば、全て論者の将来における材料となるに足りないものはない」として、革命派にとっても、開明専制が実現すれば、革命派の主張を国民に普及する上でプラスになることが言われる（『文集』之十九、88～89頁）のに対して、「預備立憲」の上諭発布以後に発表された「雑答某報」では、「私は、やはりこの記者（＝汪精衛）も救国の心を持っていると考える。もしそうであれば、一方で国民に革命軍としての実力を備えるよう訴えたとしても、他方では、やはり国民に、革命に先だって（立憲の）要求を行うよう訴えていただきたい……そうすれば、『民報』と『新民叢報』は互いに提携して共に政府に対抗し、互いに提携して共に国民に訴え、どのようにして政府への監督を実行するかを研究させ、政府に迫って監督を受けざるを得なくさせることができる。そうなれば、勢力が互いにプラスされ、その効果を倍増させることが可能で、現在のように喧しく論争して勢力を打消しあっているより賢明ではないか」（『新民叢報』84号、20～21頁）として、開明専制ではなく、立憲を要求することが、共通の課題の中心となるものとして提示されている。

なお、君主立憲を目指す者も、革命を目指す者も、その準備段階においては互いの立場の相違をこえて共闘することが可能だという発想は、彼が革命論に接近し、「破壊主義」を唱えていた1902年頃から、彼の政治的な立場の転変をこえて一貫したものである〔この点については、拙稿「梁啓超の所謂「転身」について『新民説』「論私徳」とその周辺」（『東洋文化研究』第4号、学習院大学東洋文化研究所、2002）参照〕。

- 47) 注31に同じ。
- 48) 『新民叢報』83号、1頁。
- 49) 『新民叢報』83号、3頁。
- 50) 『新民叢報』83号、4頁。
- 51) 『新民叢報』83号、1頁。
- 52) 『新民叢報』83号、7頁。なお、ここに言われる「立憲問題に対して冷淡である」者というのは、立憲に無関心な人間ばかりでなく、「預備立憲」の上諭によって立憲の実現が保証されたと考えるような者、さらに民族主義的な立場から「わが国民は満州政府に対しては、義として要求などすべきではない」（汪精衛「駁『新民叢報』最近之非革命論」、『民報』4号、37頁）などと主張する革命派なども含まれるであろう。

梁启超《开明专制论》新探

高 柳 信 夫

1906年1月，在《新民从报》上，梁启超开始连载《开明专制论》，主张中国还不能实现立宪政治，只能采用“开明专制政体”。当时，中国知识分子一般认为清朝专制政体就是阻碍中国社会进步的主要原因，梁启超也曾经提出过这种意见。因此，《开明专制论》一问世，就受到强烈的批判，后来，一般学者多年以来也以为它是梁启超的“退步”的表示。但是，梁启超所说的“专制”是一个理论性概念，指的是一种贯彻“法的支配”的政体。按照梁启超的标准，清朝并不是真正的“专制”，所以《开明专制论》不是保守的主张，而是劝告清政府进行根本性改革。而且梁启超，除了主张“开明专制”以外，同时还强调“要求立宪”的重要性，认为中国人民，只有通过这种政治运动，才能获得立宪国国民的资格。所以《开明专制论》的目标还是真正立宪政治的确立，梁启超的立场不能说“退步”的。